



著作権委員会



2012年度 活動テーマ

◆法改正に対する提言

- 間接侵害導入に対する意見書
- 「出版者」への新たな権利付与に対する意見書
- 画面デザイン保護（意匠法）に対する要望書

（ソフトウェア委員会、意匠委員会と協力）

◆外国法の研究

- 中国著作権法改正への要望提出
- 諸外国のパロディ取扱調査
- TPP知財項目に対する意見発信

★法制問題小委員会等
各種検討会に参加



周辺法

アジア諸国

◆改正著作権法(2012)の 調査・研究

- 文化庁との連携（意見交換等）
- 「知財管理」への論文掲載
(2013年1月号)

★内閣官房、文化庁の担当官、
弁護士を招致しての意見交換会

◆各種判例研究

- ピンクレディ事件
- 釣りゲーム事件
(GREE×DeNA)
- Chupa Chups事件
- JASRACへの公取
排除命令取消審決
- 北朝鮮映画著作権事件



委員からのメッセージ

全26名（うち12名女性）。小委員会はありません。全体委員会は1回/月の頻度です。研究テーマ毎にWGで活動します。

改正著作権法(2012)の概要

1. 著作権等の権利制限規定の改正（著作物の利用の円滑化）

付随対象著作物としての利用（いわゆる「写り込み」）

写り込みとは



子供の親がキャラクターのぬいぐるみを子供のそばに置いて写真撮影する場合



写真やビデオ撮影をしたところ、たまたまポスター、絵画等や流れていた音楽が写り込んだ場合

他人の著作物が写り込むと...

写り込んだ写真、ビデオ等を利用すると...

ブログ掲載
インターネット送信

改正前

著作権者の利益を不当に害するものでなくても...

形式的には著作権侵害

改正後

適法

検討の過程における著作物の利用

社内会議



著作物の利用可否を検討するためにその著作物を利用する場合

著作権者の許諾を得ずに利用すると...

社内の会議資料や企画書等に掲載
映像にあわせて候補の楽曲を録音

技術の開発又は実用化のための試験の用に供するための利用

技術開発・実用化の過程で



技術の検証等を目的に著作物をサンプルとして利用する場合

著作権者の許諾を得ずに利用すると...

TV番組の録画技術の検証のために番組を録画
映画・音楽の再生技術の検証のためにDVDやCDを再生

情報通信の技術を利用した情報提供の準備に必要な情報処理のための利用

電子計算機による処理の過程で



内部処理として必要と認められる範囲の複製や翻案を行う場合

著作権者の許諾を得ずに複製等すると...

動画を統一的形式にするために複製
SNSにおける投稿コンテンツの整理のために複製

その他の権利制限規定に関する改正

- ① 国立国会図書館による図書館資料の自動公衆送信に係る規定の整備
⇒ 絶版、入手困難な図書インターネット送信等や国民への複製物提供を可能に。
- ② 公文書等の管理に関する法律等に基づく利用に係る規定の整備
⇒ 国立公文書館による保存目的の公文書の複製、国民への写しの交付等を可能に。

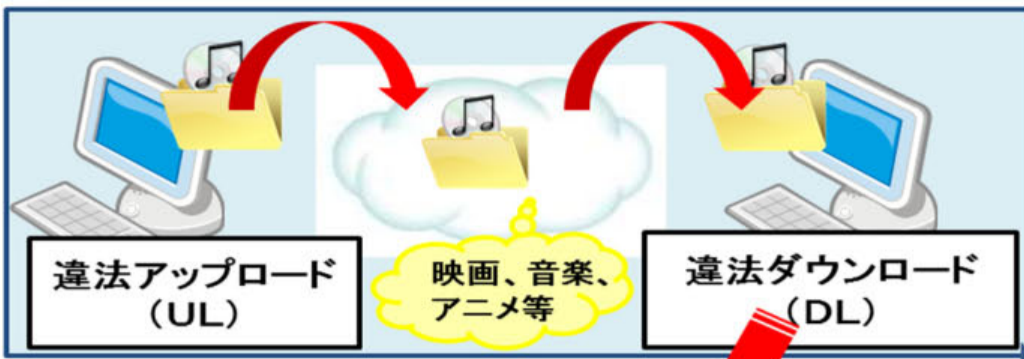
著作権



当委員会は、法改正に対して意見を提言し、審議会等でもとりあげられ、その内容が反映されてきています。

2. 著作権等の保護の強化

違法ダウンロード刑事罰化に係る規定の整備(内閣提出法案に対する修正)



改正前

平成21年著作権法改正により…
違法にULされた音楽、映像を、その事実を知らずDL
=違法DL(刑事罰なし、民事責任のみ)

違法DLの一部を刑事罰化

改正後

私的使用の目的をもって、有償著作物等の著作権等を侵害する自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、自らその事実を知らず行って著作権を侵害する行為

⇒ 刑事罰(2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金、又はこれの併科)

※有償著作物等とは…

録音され、又は録画された著作物、実演、レコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは映像であつて、有償で公衆に提供され、又は提示されているもの

著作権等の技術的保護手段に係る規定の整備

用語

コピーコントロール(CC)⇒コンテンツ(ソフトウェア)の複製行為を技術的に制限
アクセスコントロール(AC)⇒コンテンツ(ソフトウェア)の再生・実行行為を技術的に制限

改正前

- ◆CC回避のみ規制
⇒回避のうえ可能となった複製を行なうと私的使用目的でも著作権侵害
- ◆AC回避は規制の対象外
(※不正競争防止法による規制あり)

技術的保護手段にACを追加

改正後

今まで著作権の規制対象外であった次のような行為について、私的使用目的でも著作権侵害に…

- ✓ DVDに施されたCSSを回避して複製
- ✓ ACが施されている記録媒体のリッピング行為

詳しくは、
文化庁HP「著作権法の一部を改正する法律の概要」



改正著作権法に対する考察

1. 著作権制限規定の改正(著作物の利用の円滑化)

従来の規定と比べると、一步踏み込んだ内容に。

- ⇔ 包括的な「一般規定」(日本版フェアユース)は道半ば。
- 新しい規定を、実務で積極的に活用していく必要あり!
- 企業活動の萎縮を防ぐため、引き続き包括的規定の導入を目指していこう!

2. 著作権等の保護の強化

反対の声が多数上がる中での「違法ダウンロード刑事罰化」

→ 影響の大きい改正については、慎重に議論を!

著作権

委員からのメッセージ

法改正動向の研究・提言活動を続けていきます。
私たちと一緒に活動しませんか。

